

心つなぎ みんな輝くまち 武豊

広  
報



# 三つとろ



2018

5.1・15

NO.1045

# Calendar 2018 5・6

5月	
16 (水)	窓口業務延長日 (~ 19:15)
17 (木)	成年後見制度巡回相談 思いやりセンター(13:30~16:30) ちた地域若者サポートステーション相談 役場第2会議室 (10:00 ~ 12:00)
18 (金)	
19 (土)	
20 (日)	交通事故死ゼロの日
21 (月)	町長談話室へようこそ 役場第2会議室 (15:00 ~ 16:30)
22 (火)	
23 (水)	窓口業務延長日 (~ 19:15)
24 (木)	
25 (金)	飲酒運転根絶の日
26 (土)	
27 (日)	
28 (月)	
29 (火)	
30 (水)	交通事故死ゼロの日 窓口業務延長日 (~ 19:15)
31 (木)	
6月	
1 (金)	特設人権相談 中央公民館 第1・2会議室(13:30 ~ 16:00) 議会 本会議 開会 (9:00)
2 (土)	
3 (日)	
4 (月)	
5 (火)	議会 本会議 一般質問 (9:00)
6 (水)	議会 本会議 一般質問 (9:00) 窓口業務延長日 (~ 19:15)
7 (木)	
8 (金)	議会 本会議 議案質疑 (9:00) 住民法律相談 役場第4会議室 (13:30 ~ 16:30) 障がい(児)者のための巡回相談 中央公民館 団体室 (9:30~12:00)
9 (土)	
10 (日)	交通事故死ゼロの日
11 (月)	議会 総務企画委員会 (9:00) 議会 建設経済委員会 (14:00) 家庭排油交換会 中央公民館 (9:00 ~ 11:00)
12 (火)	議会 文教厚生委員会 (9:00) こごちゃんサポート相談 思いやりセンター (9:00~13:05)
13 (水)	困りごと相談 中央公民館 第1・2会議室(13:30 ~ 16:00) 窓口業務延長日 (~ 19:15)
14 (木)	行政書士無料相談 役場 第2会議室(13:30 ~ 16:00) 成年後見制度巡回相談 思いやりセンター(13:30 ~ 16:30) ちた地域若者サポートステーション相談 役場第3会議室(10:00 ~ 12:00)
15 (金)	議会 本会議 採決 (14:00)

## - CONTENTS -

- シリーズ - 協働のまちづくり 44 piece	3
2019 武豊町職員募集	4
のりものフェスティバル	5
消防団幹部役員を紹介します	6
墓地使用者を募集します	7
予防接種を受けましょう!	8 ~ 9
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種・風しん予防接種事業について	10
歯周病は万病のもと!	11
武豊町の財務書類(平成 28 年度)	12 ~ 13
チャリティーゴルフ大会参加者募集	14
5月31日は世界禁煙デー	15
たけとよエコだより	16
情報ステーション・広報クイズ	17 ~ 23
保健センター calendar 6月	24
憩いのサロン・体操サロン	25
公民館・図書館・ゆめプラニュース	26 ~ 29
ハーフタイム・PHOTOキャッチ・祭礼	30 ~ 33
HAPPY BIRTHDAY わが家の天使	裏表紙

## - まちの情報 - ( )内は前年同月の増減数

 4月1日現在  
男 21,822人 女 21,396人 計 43,218人  
(+128) (+68) (+196)  
内外国人 男 501人 女 434人 計 935人  
17,841世帯 (+262)

 3月分  
男 10人 (-8) 女 17人 (-1)

 3月分  
死亡 0人 重傷 0人 軽傷 20人  
(±0) (-3) (+2)

 3月分  
急病 86人 一般負傷 15人 交通事故 10人  
(+14) (-3) (-2)

 3月分  
建物 4件 車両 1件 その他 1件  
(+3) (+1) (-2)

 納期限5月31日(木)  
軽自動車税

### 親子で楽しく遊ぼう!

### 表紙のことは

4月13日(金)に長尾児童館にて、「親子ふれあいひろば」が行われました。

第1回目は名札を作ったり、体操をしたりして19組の親子が楽しい時間を過ごしました。

みなさんの参加をお待ちしています。詳しくは生涯学習課へ!





## ほこらみね こう えん 祠峯公園を楽しむ会

ほこら みね こう えん  
祠峯公園を利用した地域交流イベント(1年目)  
協働担当課：都市計画課

武豊町北部にある祠峯公園(字祠峯三丁目地内)の清掃や美化活動を通じて、地域の人々が自分たちの住む地域を知り、愛着を持ってもらうことを目的に活動しています。今年度はこの提案型協働事業交付金を活用し、祠峯公園にて木製ベンチの製作や花壇づくり等の各種イベントを実施し、住民の地域参加の第一歩を促します。また、5月13日(日)13時より砂川会館において開催される祠峯公園を楽しむ会総会の終了後、地域コミュニティづくりに関する記念講演を行う予定ですので、ぜひお立ち寄りください。

問合せ ほこらみね こう えん 祠峯公園を楽しむ会  
世話人代表 加古 ☎ 73-3613

## NPO法人ゆめじろう

こどもが地域ですくすく育つ居場所づくりを!  
通称「たけのこプロジェクト」(1年目)  
協働担当課：子育て支援課・学校教育課

昨今、家族が仕事等で忙しく、特に夏休み等の長期休暇中は家で一人で過ごす子どもたちも多いことが指摘されています。そこで、この事業では地域に住む人と子どもたちが一緒に食事を作るイベントを通じて、地域の中で子どもが集まり、遊ぶことのできる「居場所」を作ることを目指します。

事業の1年目となる今年度は主に富貴地区に住む小中学生を対象とし、学校が夏休みと冬休みの数日、子どもたちと地域の協力者が一緒に地元の食材を利用した食事作りのイベントを計画しています。

また、参加者との意見交換等を通じて、地域の実態把握もあわせて行っていきます。

問合せ NPO 法人ゆめじろう ことう 小藤 ☎ 72-2963

## 武豊町防災ボランティアの会

中学生防災リーダー養成講座(3年目)  
協働担当課：防災交通課・学校教育課



▲ 昨年の講座の様子

災害時の中学生の活躍に目を向けた事業で、防災意識の高い中学生を育て、安否確認や救助対象者の発見等の防災活動を身に着けることを目標とし、29年度に引き続き3回の講座を開催します。

この講座を受講した中学生が各区の自主防災活動へ積極的に参加することで、地域デビューのきっかけとなり、各地域の担い手育成につながることを期待します。

問合せ 武豊町防災ボランティアの会  
代表 すずき 鈴木 ☎ 73-3104 (社会福祉協議会)

# 30年度提案型協働事業のご紹介

のまちづくり



▶ 問合せ 役場企画政策課

# INFINITY

可能性は無限大

▶ 問合せ 役場秘書広報課



## 2019 武豊町職員募集

**募集期間** 6/1(金)～6/15(金)

**募集職種** 行政職

(一般事務・一般事務身体障がい者)

保育職

試験日

7/22

日

広報たけとよ 2018.5.1・15

ゴールデンウィークの最終日は家族みんなで出かけよう！  
いろんな乗り物に乗ったり、交通安全を考えてみよう！



# 5月6日「ゆめころんの日」 のりものフェスティバル

▶ 問合せ 役場防災交通課

## いろんな乗り物大集合！コミュニティバスから最新サポカーまで

救急車やパトカー等さまざまな「はたらくるま」が地域交流センター駐車場に集まります。  
「体験乗車」や「職業なりきり体験」ができるので、たくさん写真撮影してください！  
自動ブレーキ搭載車や高齢者用の電動車椅子の体験乗車もできるので、ご家族でぜひお越しください♪

みんな大好き  
ゆめころん！



「はたらくるま」が  
たくさん集まるよ♪



制服を着て  
写真を撮ろう！



新しい生活  
の足を体験  
してみよう♪

ほかにも  
ふだん乗れない  
くるまがたくさん！  
お楽しみに！

### ゆめころんに乗って来ると オリジナル缶バッジをプレゼント

バスに乗ってイベントに来た人は「ゆめころん缶バッジくじ」をひくことができます。地域交流センター停留所で降りるときに運転手さんに声をかけて、【くじ引き券】を受け取ってね！



### 交通安全についてまなぼう！ & バスの使い方を考えよう！

ゲーム感覚で交通ルールを学びます。様々なシミュレーターで交通安全のアドバイスをしてもらいましょう。バスの乗り方相談会は、自宅から買物や病院等その人に合ったバスの乗り方をご提案します。



### 家族の命はみんなで守ろう！ 交通安全ワークショップ

夜間光る反射材やハンドルに貼るシールにメッセージを書くワークショップを行います。

家族が交通事故に遭わないよう想いをこめたメッセージを書き込みましょう！



日時：5月6日(日) 10:00 ~ 15:00

場所：地域交流センター

(字忠白田 11-1)

参加費：無料 ※雨天決行

主催：武豊町コミュニティバス利用促進友の会 共催：武豊町防災交通課

協力：愛知運輸支局、愛知県、愛知県警察、レスクル株式会社、安全タクシー株式会社、愛知スズキ販売株式会社、知多中部事務組合消防本部武豊支署、半田地域事務所

問 合 せ

武豊町コミュニティバス利用促進友の会 小寺 ☎ 090-3958-2586  
または 事務局 役場防災交通課

# 平成 30 年度 武豊町消防団幹部役員 を紹介します

▶ 問合せ 役場防災交通課



消防団は地域に住んでいる人や働いている人が「自分たちの町を、自分たちで守りたい」という想いのもとに集まり構成された、市町村の消防機関です。

全国で約 85 万人が消防団員として任命されています。武豊町でも 4 月 2 日 (月) に任命式が行われました。



副団長  
さわだ よしかず  
澤田 宜和



副団長  
あおき たけし  
青木 威使



団長  
もりた よしひろ  
森田 義弘



副分団長  
おくがわ かずのり  
奥川 和教



分団長  
つじい だいすけ  
辻井 大輔

第一南分団



副分団長  
おがた ようじろう  
小縣 洋二郎



分団長  
のぶやま たかき  
信山 享輝

第一北分団



副分団長  
うえだ なおみち  
植田 尚通



分団長  
なかの あきお  
中野 明生

第三分団



副分団長  
もりた しゅうじ  
森田 翔次



分団長  
あらい しゅうた  
荒井 翔太

第二分団

武豊町消防団では、団員を募集しています。消防団のみなさんは、本業を持ちながら地域の安全と安心を守るために活躍しています。興味のある人は、役場防災交通課までご連絡ください。

# 墓地使用者を募集します



## 申込み受付期間

**5月7日(月)～25日(金)**

※受付時間 8:30～17:15 (水曜日は19:15)

※土・日曜日を除く

墓地の使用を希望される人は、申込み受付期間内に、申込者の認印を持って役場都市計画課までお越しください。  
※混雑時は受付場所を変更する場合があります

## 申込者の資格・条件

以下の項目をすべて満たしている人

- ・本町に引続き3か月以上住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている人
- ・現在、以下の条件に当たる焼骨を有している人、または県外に墓地を有し、その墓地の改葬を希望する人 (3親等以内の血族、配偶者、2親等以内の姻族、養父、養母、養子または養女のいずれか)
- ・2年以内に墓石または墓標等を建立することができる人
- ・町県民税等に滞納がない人

※墓地の使用許可は、1世帯につき1区画に限ります

## 墓地使用料・管理料

区分	区画のタイプ	使用料の額	管理料の年額
普通墓地	2㎡タイプ	38万1,000円	3,150円
	3㎡タイプ	48万3,000円	4,200円
芝生墓地	4㎡タイプ	62万8,000円	8,400円

※使用料は、墓地の使用許可時に納付していただきます (1回限り)

※管理料は、施設の維持管理等の経費として、毎年納付していただきます

※使用者が町内在住で、一定の条件を満たしている場合は、墓地管理料が減免される制度があります

## 手続きの流れ

- ① 公募申請受付期間 **5月7日～25日**  
※申込者が公募の墓地数を越えた場合は抽選により決定します (5月27日)
- ② 使用選考結果通知
- ③ 使用許可申請受付期間 **6月1日～8日**  
< 使用者の決定 >
- ④ 区画位置の抽選 **6月9日**
- ⑤ 使用料納付 **6月下旬**
- ⑥ 管理料納付 **6月下旬**
- ⑦ 使用許可証交付 **7月上旬**
- ⑧ 使用開始 **7月上旬**

## 使用期間

墓地の使用期間は、使用許可を受けた日の翌日から30年間です。30年毎に町長の承認を得て、使用期間を更新することになります。(使用料を再度納付していただく必要はありません)

## 公募する墓地の種類

区分	区画のタイプ	区画数
普通墓地	2㎡タイプ	191
	3㎡タイプ	139
芝生墓地	4㎡タイプ	103

## 墓標等設置基準

- 普通墓地・芝生墓地 共通基準 -

- ・設置できる墓標は1基
- ・境界ブロックの取り外し、移動不可
- ・墓標の向きは全て一定
- ・墓標への家名表示は原則、使用者の姓

※その他、墓地の種類ごとに設置基準がありますので、役場都市計画課または町ホームページでご確認ください

## 使用許可

選考結果通知により、使用許可申請が可能となった人は、指定期日までに「使用許可申請書」と以下の必要書類を提出してください。

- ・住民票の写し(申請者)
- ・埋蔵する焼骨と申請者との関係を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または、これに準ずる書類
- ・火葬許可証、改葬許可証または、これに準ずる書類
- ・納税証明書(申請者)
- ・その他町長が必要と認める書類

※区画位置は使用者決定後、抽選により決定  
※墓標等設置前に、必ず使用可能区域の計測を行ってください

感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止のために●●●●●●●●●●

# 予防接種を 受けましょう！



▶ 問合せ 保健センター ☎ 72 - 2500

町では、「定期予防接種」に限り、費用の負担をしています。下表の予防接種実施医療機関において、接種ができますのでご利用ください。

ただし、対象年齢を過ぎて接種した場合は全額自己負担になりますので、接種忘れがないか、母子健康手帳をご確認ください。なお、予診票は各医療機関にありますので、お問い合わせください。

## 予防接種実施医療機関（五十音順） ※医療機関へのお問合せは診療時間内に限る

医療機関名	住所	電話番号	子どもの 予防接種	高齢者 肺炎球菌 ワクチン
石川医院(富貴)	富貴外面 84-6	☎ 73-3332	○	○
石川病院(武豊)	ヒジリ田 23	☎ 72-2345	○	○
奥村医院	大屋敷 72-4	☎ 72-0623	-	○
くめクリニック	中山二丁目 12-9	☎ 74-3377	○	○
榊原整形外科	向陽五丁目 2	☎ 73-6811	○	○
じこう医院	東長宗 13-1	☎ 74-0311	○	○
杉石病院	向陽一丁目 117	☎ 72-1155	○	○
すこやかクリニック	長宗二丁目 32	☎ 71-0315	○	○
なかしまキッズクリニック	鹿ノ子田二丁目 40-2	☎ 74-0555	○	○
内科 毛受医院	小迎 143	☎ 72-6432	○	○
よしかねクリニック	梨子ノ木三丁目 1-3	☎ 73-0089	-	○
内科・外科 渡辺医院	高野前 80	☎ 72-1195	○	○
わたなべ小児科	長宗二丁目 43	☎ 71-0567	○	○

## ◆愛知県広域予防接種事業

定期予防接種について、町外での接種を希望する場合は、保健センターへの事前申請により、県内の接種協力医療機関で接種を受けることができます。

### ■対象者 武豊町に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

- ①町外にかかりつけ医がいる人 ②長期の入院治療を要する人 ③里帰り出産をする人
- ④家庭内暴力を受けている人 ⑤高齢者施設等に入所している人 ⑥その他町長が対象と認めた人

### ■対象となる予防接種 定期予防接種（子どもの予防接種、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ）

### ■接種の流れ

- (1) 希望する医療機関が広域予防接種事業において、希望するワクチンの受け入れを行っていることを確認してください。
- (2) 保健センターに申請してください。（持ち物：母子健康手帳等予防接種履歴のわかるもの）  
その際に、希望する医療機関・接種するワクチンをお知らせください。
- (3) 後日、連絡票・予診票（武豊町用）を申請者に郵送します。（1週間程度かかります）
- (4) 希望した医療機関で接種してください。（持ち物：連絡票、予診票、母子健康手帳、子ども医療証、健康保険証）

※県外での接種を希望される場合は保健センターへご相談ください

## ●子どもの定期予防接種

名 称【対象者・対象年齢】	接種回数・間隔
ヒブワクチン 【生後2か月以上5歳未満】	◇開始が生後2か月から7か月に至るまでの場合 初回：3回（27日以上の間隔をおく） 追加：1回（初回終了後7か月以上の間隔をおく） ◇開始が生後7か月から1歳に至るまでの場合 初回：2回（27日以上の間隔をおく） 追加：1回（初回終了後7か月以上の間隔をおく） ◇開始が1歳から5歳に至るまでの場合 1回
小児用肺炎球菌ワクチン 【生後2か月以上5歳未満】	◇開始が生後2か月から7か月に至るまでの場合 初回：3回（27日以上の間隔をおく） 追加：1回（初回終了後60日以上の間隔をおき、1歳に至った日以降） ◇開始が生後7か月から1歳に至るまでの場合 初回：2回（27日以上の間隔をおき、2歳までに完了する） 追加：1回（1歳以降、初回2回目から60日以上の間隔をおく） ◇開始が1歳から2歳に至るまでの場合 2回（60日以上の間隔をおく） ◇開始が2歳から5歳に至るまでの場合 1回
4種混合ワクチン（DPT-IPV）※1 3種混合ワクチン（DPT）※1 2種混合ワクチン（DT）※1 ※1 ジフテリア（D）、百日せき（P）、破傷風（T）、 不活化ポリオ（IPV） 【①、②生後3か月以上7歳6か月未満】 【③11歳以上13歳未満】	①1期初回：3回（20日以上の間隔をおく） ----- ②1期追加：1回（1期初回終了後、6か月以上の間隔をおく） ----- ③2期：DTワクチンを1回
不活化ポリオワクチン ※2 ※2 過去に生ポリオワクチンを1回のみ接種した 場合に接種します 【生後3か月以上7歳6か月未満】	①1期初回：3回（20日以上の間隔をおく） ----- ②1期追加：1回（1期初回終了後、6か月以上の間隔をおく）
BCGワクチン【1歳未満】	1回
B型肝炎ワクチン 【1歳未満】	3回：1回目を接種してから27日以上の間隔をおいて2回目、 その後、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目
麻しん風しん混合ワクチン 【①1歳以上2歳未満】 【②保育園年長組にあたる5歳以上7歳未満で 小学校就学前の1年の間】	①1期：1回 ----- ②2期：1回
水痘（水ぼうそう）【1歳～3歳未満】	2回（3か月以上の間隔をおく）
日本脳炎ワクチン 【①②生後6か月以上7歳6か月未満】 【③9歳以上13歳未満】 ☆平成23年5月20日より特例措置があります （下記参照）	①1期初回：2回（6日以上の間隔をおく） ----- ②1期追加：1回（1期初回終了後、6か月以上） ----- ③2期：1回
子宮頸がん予防ワクチン 【小学6年～高校1年に相当する年齢の女子】	3回 <2価ワクチン> 2回目：1回目の接種から1か月以上 3回目：1回目の接種から5か月以上かつ2回目 の接種から2か月半以上 <4価ワクチン> 2回目：1回目の接種から少なくとも1か月以上 3回目：2回目の接種から少なくとも3か月以上

### ☆日本脳炎の特例措置

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、20歳未満であれば、1期初回～2期の合計4回分が定期予防接種として接種可能。また、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで9歳以上13歳未満において、1期の不足分および2期が定期予防接種として接種可能。

## 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

予防接種費用を一部助成します。定期と任意では対象年齢等が異なりますので、ご注意ください。

### < 予防接種法に基づく定期接種 >

対象者 下記のどちらかに該当し、今までに 23 価肺炎球菌ワクチンを一度も接種したことがない人

- ①今年度、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる人
- ② 60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能に重い病気のある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のある人で、身体障害者手帳 1 級程度の人

接種回数 1 回 個人負担金 2,500 円

接種方法 ①の人には 4 月上旬に助成対象者証明書(ハガキ)を郵送しています。  
予防接種実施医療機関(8 ページ参照)で予約の上、接種してください  
②の人は保健センターまでお問合せください

接種時の持ち物 助成対象者証明書(ハガキ)、健康保険証、個人負担金 2,500 円

※ハガキが届いても、今までに 23 価肺炎球菌ワクチンを接種している人は、助成対象外となります

### < 武豊町独自の任意接種 >

対象者 下記のどちらかに該当し、今までに 23 価肺炎球菌ワクチンを一度も接種したことがない人

- ① 定期接種対象者を除く 75 歳以上の人
- ② 65 歳以上 75 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能に重い病気のある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のある人で、身体障害者手帳 1 級程度の人

接種回数 1 回 個人負担金 4,000 円

接種方法 接種を希望する対象者は、保健センターへ申請してください。  
受付後、1 週間程度で助成対象者証明書(ハガキ)を郵送します。  
予防接種実施医療機関(8 ページ参照)で予約の上、接種してください。

接種時の持ち物 助成対象者証明書(ハガキ)、健康保険証、個人負担金 4,000 円

※生活保護世帯の人は、申請により個人負担金を免除します。事前に保健センターで申請して、特別助成対象者証明書を受取ってから接種してください。申請時に本人確認書類が必要です(証明書の発行には 1 週間程度かかります)

## 平成 30 年度風しん予防接種事業の一部助成について

先天性風しん症候群の防止のため、平成 30 年度は下記のとおり風しん予防接種費用の一部助成を継続実施します。

実施期間 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日まで

助成対象者 次のすべてに該当する人

- (1) 武豊町に住民登録を有する人
- (2) 妊娠を予定または希望する女性  
(経産婦、妊婦、過去に風しんワクチン等の接種歴および風しんにかかったことがある人を除く)
- (3) 風しん抗体検査の結果、免疫が不十分と判断された人

※愛知県半田保健所生活環境安全課(☎ 21-3342)への事前申請により、抗体検査が無料で受けられます

個人負担金 麻しん風しんワクチン(MR) 5,000 円

接種方法 接種を希望する対象者は、保健センターに申請してください。(申請時の持ち物：認印、風しん抗体検査結果証明書) 受付後、1 週間程度で助成対象者証明書・予診票を郵送します。  
予防接種実施医療機関(8 ページ参照)で予約の上、接種してください。

接種時の持ち物 助成対象者証明書、予診票、健康保険証、個人負担金 5,000 円

# 歯周病は万病のもと！

～見直そう あなたの大事な歯の健康～



▶ 問合せ 保健センター

☎ 72 - 2500

歯周病等のお口の状態は、全身の健康と深い関係があることを知っていますか？歯周病を予防することで様々な疾患のリスクを抑制できることがわかってきています。たかが歯周病と思わず、予防や治療を行うことが、健康維持や長生きの秘訣です！

## 動脈硬化

動脈硬化を起こした血管内で血管を狭めた原因となるアテローム（お粥状の沈着物）から歯周病菌の検出が報告されています。

## 肺炎

歯周病菌等が気管に入り込み肺炎になることがあります。食べ物が気管に入ってしまったら起こる誤嚥性肺炎に注意が必要です。

## 肥満・メタボリックシンドローム

歯周病と診断された人が数年後の健診で、メタボリックシンドロームの指標が高くなると言われています。

## 低体重児出産・早産

歯周病の炎症により、作られる物質によって陣痛が促進され、早産となる可能性があります。

## アルツハイマー型認知症

歯の喪失で、認知機能や運動機能が低下すると言われています。

## 脳梗塞・狭心症・心筋梗塞

歯周病原因菌等の刺激で動脈硬化を誘導する物質が出て、血管内に沈着物が増え、血管が細くなったり、詰まったりしやすくなると考えられています。

## 糖尿病

歯周病から放出される毒素等が、血糖値をコントロールするインスリンの働きに抵抗し、血糖値が下がりにくくなると考えられています。

## 骨粗しょう症

骨粗しょう症により、歯を支えている歯槽骨という骨がもろくなると、歯周病も進行すると言われています。



## あなたのお口の健康度をチェックしよう！

### 歯周病検診のお知らせ

**対象者** 町内在住で今年度、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳になる人

※対象者には、個別で受診票はがきを5月下旬に郵送します

※詳しくは、郵送された受診票をご確認ください

**実施期間** 6月1日(金)～12月31日(月)(休診日は除く)

**検診実施機関** 受診票はがきに記載のある町内歯科医院

**検診内容** 問診、歯周病検査、歯科保健指導

**料金** 無料 ※ただし、検診後の治療費は自己負担です

**持ち物** 受診票はがき、健康保険証

**問合せ** 保健センターもしくは検診実施歯科医院  
(受診には予約が必要です)

### 歯科健診・フッ素塗布のお知らせ

6月4日(月)～10日(日)は、「歯と口の健康週間」です。半田歯科医師会武豊支部の主催で、歯科健診とフッ素塗布を実施します。

ぜひご参加ください。

**対象者** 歯科健診…町内在住の人  
フッ素塗布…小学6年生まで

**日程** 6月3日(日)

**受付** 9:15～10:30

**場所** 保健センター

**料金** 無料 ※予約不要

**問合せ** 保健センター

公表します！

▼ 問合せ 役場総務課

# 武豊町の財務書類 (平成28年度)

平成28年度決算における  
4つの財務書類

①貸借対照表

②行政コスト計算書

③純資産変動計算書

④資金収支計算書

を、国の「新地方公会計制度」に基づき、  
連結ベースで作成しました。



貸借対照表は、年度末現在、本町にどれだけの財産があるのか、その内訳はどのようなものかを表します。

- ・表示単位未満の数値を四捨五入しているため、積み上げ合計と一致しないところがあります
- ・項目や数値は、統一的な基準に基づく算出基準に合わせて変更されています

連結貸借対照表に計上されている、資金の増減の内訳を表す計算書です。歳入歳出決算書に類似するもので、町の活動が資金の動きで把握できます。

## ④連結資金収支計算書

平成28年4月1日～平成29年3月31日

資金収支を3区分で表示し、資金の利用状況や資金獲得状況を表します。

- ・業務活動収支 (行政サービスそのものの実施により生じる資金収支)
- ・投資活動収支 (固定資産の購入や売却、基金の積立や取崩により生じる資金収支)
- ・財務活動収支 (地方債の発行や償還により生じる資金収支)

平成27年度末残高 23億6千万円

業務活動収支 17億4千万円

投資活動収支 ▲10億2千万円

財務活動収支 ▲11億3千万円

平成28年度末残高 19億5千万円

## ①連結貸借対照表 (バランスシート) 平成29年3月31日現在

表の左側(ア)は、プラスの価値である資産、右側(イ、ウ)は、マイナスの価値である負債と、正味の財産である純資産が記載されています。

将来世代(注2)の負担分

**資産 ア 956億6千万円**

町が保有している財産です。すなわち、平成29年度以降の行政サービスに投入できる金額です。

事業用資産 305億1千万円

町役場、学校等の土地・建物等の固定資産の価値です。

インフラ資産 579億3千万円

道路、公園等の土地・施設の固定資産の価値です。

物品 5億2千万円

基金 41億8千万円

現金預金 19億5千万円

その他 5億7千万円

**負債 イ 175億2千万円**

資産を形成するために拠出した金額のうち、町債など将来世代の負担として残っている金額です。

地方債等 144億円

退職手当引当金 25億円

その他 6億2千万円

**純資産 ウ 781億3千万円**

資産を形成するために拠出した金額のうち、これまでの世代が既に負担した金額であり、将来返済する必要がないものです。

現役世代(注1)の負担分

純資産比率 81.7%(ウ/ア)

(民間企業における自己資本比率)

社会資本形成の世代間負担比率 16.2%

{地方債等/(事業用資産+インフラ資産+物品)}

注1 現役世代:現在の町民(平成28年度の武豊町民)のこと

注2 将来世代:次年度以降の町民(平成29年度以降の武豊町民)のこと

A

## 財務書類の分析

Aでは、純資産比率が81.7%、社会資本形成の世代間負担比率が16.2%となっております。町債発行を抑制するとともに、元金償還が進んだことにより、負債が減少し、将来世代の負担が減少しました。

Bでは、純資産は平成28年度に3億5千万円減少しており、この1年間で現役世代が将来世代のための純資産を減らしたことになります。引続き、コストや投資についての詳細分析を進めることで望ましい行政サービスの在り方を追求・遂行していくことをめざします。

Cでは、町民一人当たり497,375円分の行政サービスを受けたこととなります。

武豊町では、平成20年度決算から「新地方公会計制度」の基準モデル方式に基づき、財務書類表を作成していますが、平成28年度決算から「新地方公会計制度」の統一的な基準に基づき、武豊町の全ての会計を含めた連結(※)ベースの財務書類を作成しています。これにより町全体の財務状況を把握することができます。

### ※連結の範囲

武豊町の一般会計、特別会計、水道事業会計に加え、常滑武豊衛生組合、知多中部広域事務組合、知多南部広域環境組合、中部知多衛生組合、愛知県後期高齢者医療広域連合を、武豊町の経費負担割合に基づき比例連結しています。

1年間の行政サービスが、どのような形でどれだけ行われたかを表します。費用から収益を差し引いた「純行政コスト」が1年間で町民に提供した正味の行政サービスの額です。

### ②連結行政コスト計算書

平成28年4月1日～平成29年3月31日

現役世代に対して、平成28年度にどれだけのサービスを提供したかを表しています。

<b>費用</b>	<b>231億4千万円</b>
↓内訳 行政サービスに要した費用です。	
人件費	29億4千万円
物件費等	63億9千万円
補助金等	73億円
社会保障給付	58億4千万円
その他	6億7千万円

<b>収益</b>	<b>17億4千万円</b>
↓内訳 行政サービスの利用者が負担する 使用料・手数料等を表しています。	
使用料及び手数料	13億円
その他	4億5千万円

**純行政コスト 214億円**

平成28年度の1年間で、町民が町から受けたサービスの金額。町民1人あたりの行政コストは、497,375円です。(純行政コストを、平成29年4月1日現在の人口43,022人で割った金額)

C

連結貸借対照表に計上されている「純資産」が、1年間でどのように増減したかを表します。増加分としてはみなさんの税金や国・県からの補助金、減少分としては行政サービスの実施などが挙げられます。

### ③連結純資産変動計算書

平成28年4月1日～平成29年3月31日

純資産の増減は、将来サービスに対する蓄えの増減を表しています。

<b>平成27年度末残高</b>	<b>784億9千万円</b>
<b>純資産の増加(1)</b>	
純資産を増加させた原因を表しています。	
税収等	137億7千万円
国県等補助金	70億9千万円
その他	1億9千万円

<b>純資産の減少(2)</b>	
純資産を減少させた原因を表しています。	
純行政コスト	214億円

**当期変動額(1)-(2) ▲3億5千万円**

**平成28年度末残高 781億3千万円**

現役世代(注1)が将来世代(注2)のための蓄えをこの1年間で3億5千万円分減少させた。

B

7/3  
火

# 第30回 武豊町民ふれあい チャリティーゴルフ大会参加者募集

▶ 問合せ 役場企画政策課



町民のみなさんの体力増進とふれあいの場を大切にする「武豊町民ふれあいチャリティーゴルフ大会」を今年も開催します。

この大会で、ご協賛いただいたチャリティー費は、武豊町社会福祉協議会へ寄附を予定しています。多くの方のご参加をお待ちしています。

**日時** 7月3日(火) ※雨天決行

受付 7:10 ~

**スタート** 8:00 (各コース)

(大会セレモニーを7:50から、東1番ティグラウンドで行います)

**会場** 知多カントリー倶楽部 東・中・西コース

**参加費** 4,000円(チャリティー費1,000円・賞品代・パーティ代を含む)

※別途プレー代13,200円(消費税別)が必要です

※4Bキャディ・昼食・1ドリンクを含む

**募集人数** 192人(最大48組)

**注意事項** ・チャリティーホールでワンオンしない場合、チャリティー金(1,000円以上)にご協力ください

・キャンセルは6月8日(金)17:00までに、役場企画政策課へ

※それ以降のキャンセルは、参加費をチャリティー費として取扱いさせていただきます

**申込み方法** ※6月1日(金)17:00までに提出

申込用紙に氏名・郵便番号・住所・電話番号を記入の上、参加費を添えてお申込みください。  
申込用紙・受付場所については下記のとおりです。

■知多カントリー倶楽部 ☎ 73-2111 ■知多グリーン倶楽部 ☎ 72-2211

■武豊町社会福祉協議会 ☎ 73-3104 ■武豊町役場企画政策課 ☎ 72-1111

**問合せ** 武豊町民ふれあいチャリティーゴルフ大会実行委員会事務局(役場企画政策課内)  
☎ 72-1111 FAX 72-1115

主催 武豊町民ふれあいチャリティーゴルフ大会実行委員会

後援 武豊町、武豊町商工会、知多カントリー倶楽部

# 5月31日は世界禁煙デー

世界禁煙デーはWHO（世界保健機関）が制定した禁煙を推進するための記念日です。日本では平成4年より、5月31日から6月6日までの1週間を禁煙週間と定めています。喫煙が健康に及ぼす影響を知り、禁煙を心がけましょう。



## タバコの害は3段階!?

▶ 問合せ 保健センター ☎ 72 - 2500

### 1 次喫煙

喫煙者本人への害です。ニコチン依存症になったり、がん、心臓病、脳卒中、肺気腫、喘息、歯周病等、重要な疾病の罹患率・死亡率が高いことが多くの研究により指摘されています。

### 2 次喫煙

本人は喫煙していなくても、喫煙者の周りにおいて副流煙を吸うことで起こる害です。喫煙者が吸う煙より、副流煙のほうが有害性が高いことが指摘されています。

他にも、妊娠中の喫煙や受動喫煙が母体に及ぼす影響として、低体重児の出生の頻度が吸わない人の2.8倍、乳幼児突然死症候群(SIDS)が4.7倍になるという調査結果もあります。

健康への害と危険性を考え、人の集まる場所で喫煙するときは、喫煙者が吸わない人に配慮することが大切です。



### 3 次喫煙

たばこの煙から出た有害物質は、吸う人がいなくなっても約40分間は衣服やカーテン、畳等についているという事がわかってきました。同じ空間にいなくても、喫煙者がいた場所に行ったり、赤ちゃんがその場所のものをなめたりすることによって有害物質が体に入ることを3次喫煙といいます。

## そんな喫煙をやめるには

たばこは依存物質であるニコチンを含んでいるため、やめようと思ってもなかなかやめることが難しいものです。また、未成年者に喫煙を始めた場合は、とくに重度のニコチン依存症になると言われています(厚生労働省 平成10年度喫煙と健康問題に関する実態調査)。

禁煙するためには、本人の意思だけではなく、医療が必要になる場合もあります。



役場では禁煙週間中(5月31日から6月6日まで)、庁舎の建物内禁煙を実施します。北庁舎1階分煙室が利用できなくなりますが、ご理解ご協力をお願いします。

